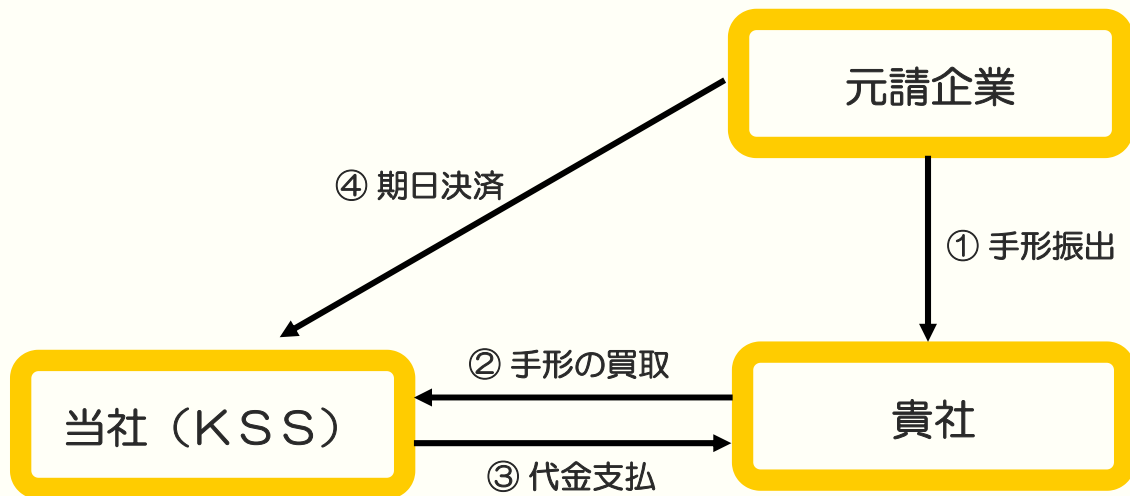


下請ファクタリングのご案内

「資金調達手段の多様化」 & 「キャッシュフローの改善」

概要

下請ファクタリングとは、国土交通省が創設した「下請資金繰り支援事業」制度に基づき、貴社が元請建設企業から受け取る手形を、当社が買い取ることで、早期に資金化がおこなえるサービスです。



*当社は国土交通省による「下請資金繰り支援事業」のファクタリング事業者として、(財)建設業振興基金より認定されています。

貴社のメリット

◆ 買取はノンリコース

元請企業の倒産等により手形が不渡りとなった場合でも、手形割引と異なり、貴社に買い戻しの義務が生じません。

◆ 助成による金利負担の軽減

(財)建設業振興基金による助成があり、年率3%を上限に買取料率の2分の1が低減されます。

◆ 資金調達手段の多様化

金融機関での手形割引とは別の新たな資金調達手段を確保できます。

◆ オフバランス

償還請求権がないためバランスシートのリム化が図れます。

1 対象となる工事

- ◆ 公共工事または民間工事

2 貴社（手形受取人）の条件

- ◆ 元請企業から直接受注している

建設企業
（1次下請企業）

資材企業
（リース企業除く）

- ◆ さらに、

資本金20億円以下 または 従業員の数が1,500人以下

※ 条件を満たしていない場合、本制度の対象となりません。

3 元請企業（手形振出人）の条件

- ◆ 以下の条件を満たしていることが条件となります

・ 工事の発注者から直接受注している。

・ 手形の買取りを実施しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事の受注実績がある。

・ 破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生法手続開始または特別清算開始の申立てがなされていない。

・ 手形不渡りを起していない。

※ 条件を満たしていない場合、本制度の対象となりません。

4 制度利用料

- ◆ （財）建設業振興基金への利用料（年率1%）が必要となります。



当社商品（下請ファクタリング）について

◆ 対象債権

支払サイトが120日以内のものに限ります。
※1～3日超える場合も含めて4ヵ月以内であれば買い取り可能です。

◆ 買取金額

1回の買取申込みにおける手形金額（複数枚可）の合計が500万円以上で、かつ1枚の手形が50万円以上であれば買い取りが可能となります。

◆ 買取限度額

元請企業および利用されるお客様毎に買取上限額が設定されるため、ご希望に添えない場合があります。

◆ 買取料率

4.0% ~ 15.0%（年利）

◆ 連帯保証人

必要ありません。



※手形の成因確認が困難な場合は、買取をお断りすることがございます。

※審査結果によりご希望に添えない場合がございます。

買取例

【条件】

- ◆ 手形金額合計：1,000万円（手形枚数：4枚）
- ◆ 買取料率：年率8%（金利助成：年率3%）
- ◆ 支払サイト：120日
- ◆ 買取期間：73日
- ◆ 事務手数料：手形1枚につき1,050円

① 当社の買取料：160,000円（1,000万円 × 8% × 73 / 365）

② 金利助成金額：60,000円（1,000万円 × 3% × 73 / 365）

③ 制度利用金額：20,000円（1,000万円 × 1% × 73 / 365）

④ 事務手数料等：4,200円（1,050円 × 4枚）

貴社への振込金額：9,875,800円（1,000万円 - ① + ② - ③ - ④）

1 買取に関する諸条件の確認

ご利用の前に、「利用条件チェックシート（＊）」にて元請企業、貴社、手形の利用条件等について、あらかじめご確認ください。

2 初回登録書類の提出

初回お取引時のみ、以下の書類をご送付ください。

- 「申込企業情報登録申請書（＊）」
- 「取引印鑑届（＊）」
- 「下請ファクタリング受取口座（登録・変更）申請書（＊）」

※併せて、「印鑑登録証明書（発行後1ヶ月以内のもの）」、「現在事項全部証明書（発行後1ヶ月以内のもの）」、「決算書（直近1期分）」、「貴社担当者の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）」もご送付ください。

3 下請ファクタリング見積依頼書の提出

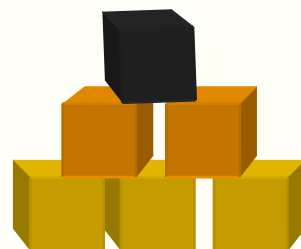
2の書類と併せてご送付ください。

- 「利用条件チェックシート（1でご確認いただいたもの）」
- 「下請ファクタリング見積依頼書（＊）」
- 買取を希望する手形（写）（手形の表裏両面の写しが必要となります）
- 手形債権の裏付けとなる契約等が証明できる資料（基本契約書、注文書・請書の一式、支払通知書、請求書 等）

4 当社買取条件のご案内

3の書類のご提出から一週間程度で審査結果をお返しします。

5 下請ファクタリング申込書の提出



「下請ファクタリング申込書（当社所定書式）」とともに、手形（原本）を提出してください。

※初めての取引時のみ、「ファクタリング取引基本契約書（当社所定書式）」を締結します。

※手形の送付にあたっては、書留等にて送付されることをおすすめします。

6 買取代金のお支払

買取代金を当社所定の日、貴社指定の口座にお振込みします。

*当社HPに掲載しておりますので、ダウンロードしてください。